

「2016 年度和歌山県観光プロモーター（中国市場）」業務委託
プロポーザル実施要領

1 事業目的

和歌山県への外国人観光客数を増加させるため、中国市場に「和歌山県観光プロモーター」を設置し、現地の旅行動向等に関する情報収集を強化するとともに、和歌山県の観光資源に関する情報を現地旅行会社・メディア等に効果的に発信することを目的とする。

本実施要領は、「和歌山県観光プロモーター」業務の委託者を選定するために行うプロポーザルの実施に必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 名称

「2016 年度和歌山県観光プロモーター（中国市場）」業務委託

(2) 業務内容

別添「2016 年度和歌山県観光プロモーター（中国市場）」業務仕様書に記載のとおり

(3) 契約形態

委託契約とする。

(4) 委託料上限額

中国市場 金 1,200,000 円

委託料には、仕様書に基づき活動するにあたって必要となる、交通費、宿泊費、体験料、食費、消耗品費、通信運搬費、送金手数料、公課費等全ての経費を含むものとする。

なお、活動拠点以外の地域への交通費、宿泊費については別途支給するものとする。

(5) 契約予定期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(6) 委託経費の支払条件

10 月に 50% を上限として日本円で前金払いし、残金は委託期間終了後に支払うものとする。

3 応募資格

応募資格は以下のとおり。

(1) 中国上海市に活動拠点となる事務所を持つ事業者とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(4) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

(7) 国税及び県税、市町村税の滞納がない者であること。

- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (9) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。

なお、単独で本事業を実施するほか、複数の団体により構成される集団(以下「コンソーシアム」という。)で実施することができるものとする。コンソーシアムについては、構成する団体(以下「構成団体」という。)のうちから代表団体を定めるものとし、代表団体が応募及び事業に必要な諸手続を行うこと。コンソーシアムにより構成された団体の構成員は、別のコンソーシアムにより構成された団体の構成員となり、又は、単独で応募することはできない。また、コンソーシアムにより構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも参加資格を満たさないときは、当該コンソーシアムは審査の対象外とする。

4 企画提案書の手続きに関する事項

(1) 企画提案書等の提出期限

平成28年8月17日(水)17:00(必着)

(2) 企画提案書等の提出書類

ア 企画提案申請書(別紙様式1)

イ 企画提案書(任意様式 A4版で20ページ以内)

企画提案に盛り込む内容

(ア) 本事業の取組方針及び概要

(プロモーションの手法や提携可能なメディア、旅行エージェント等)

(イ) 本事業に対する取組体制

(人員体制、通訳・翻訳に関する資格、経験等)

(ウ) 本事業に関連する実績

ウ 業務費用積算内訳書(別紙様式2)

エ 誓約書(別紙様式3)

オ 会社概要のわかる書類

(定款や会社案内等、上海以外に本業務に従事できる支店等があれば記載)

カ コンソーシアムにあつてはコンソーシアム協定書の写し

(3) 企画提案書等の提出方法

ア 提出部数 1部

イ 提出先 「10 連絡先及び提出先」

ウ 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る。)又はPDF電子メール

(4) 企画提案書の取り扱いについて

ア 提出書類の返却

提出された書類は返却しない。なお、この企画提案に係る審査以外には使用しない。

イ 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

ウ 提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

5 質問及び回答

- (1) 質問期間 平成 28 年 7 月 19 日 (火) から 8 月 5 日 (金) 17:00 まで (日本時間)
- (2) 質問方法 「質問票」(様式 4) により FAX または電子メールで「10 連絡先及び提出先」まで提出すること。
- (3) 質問回答 質問者に対し FAX 又は電子メールにより回答し、その内容については、必要に応じて和歌山県ホームページへの掲載にて公開する。
ただし、その内容が軽微なものにあっては、観光交流課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

6 企画審査等

(1) 審査方法

審査は、提出された書類について和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を特定する方法とする。なお、プレゼンテーションは行わない。

(2) 評価項目

以下の基準により総合的に評価を行うこととする。

- ・仕様書記載の業務内容を十分理解し、活動内容の提案が実現性のある具体的な内容となっているか。
- ・独自の発想に基づく提案が含まれているか。
- ・業務を行うために必要なノウハウや実績はあるか。
- ・現地のメディアや旅行会社に提携先やネットワークを持っているか。
- ・業務上の交渉が十分可能なレベルの語学力を有するスタッフによる実施体制がとれているか。
- ・上海以外の地域での活動に必要な支店や提携先があるか。

(3) ヒアリング

選定委員会が必要と認めるときは、国際電話及び面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合や JNTO 等外部機関から必要事項を聴取する場合がある。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、特定後速やかに提案者あて E-Mail にて通知するとともにホームページにて公表する

7 スケジュール

項 目	日 程
・企画提案書の受付期間	平成 28 年 7 月 19 日 (火) ～ 8 月 17 日 (水) 17:00 まで
・企画提案書作成に係る質問期間	平成 28 年 7 月 19 日 (火) ～ 8 月 5 日 (金) 17:00 まで
・企画提案書作成に係る質問への回答期日	平成 28 年 8 月 12 日 (金) まで
・選定及び委託者決定	平成 28 年 8 月 25 日 (木) 予定

8 その他

(1) 実施要領の承諾

本企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものと見なす。

(2) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ・「3. 応募資格」の参加資格を満たさない場合
- ・提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ・企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- ・その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反した場合
- ・提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合。該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

(3) 提案の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに和歌山県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

9 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10 連絡先及び提出先

担当課：和歌山県 観光局 観光交流課

担当：服部、中瀬

住所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話：073-441-2788 FAX：073-427-1523

E-mail：hattori_k0004@pref.wakayama.lg.jp

(様式1)

企画提案申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

「2016和歌山県観光プロモーター（中国市場）業務委託」について、下記の関係書類を添えて申請します。

記

(関係書類)

- 1 企画提案書
- 2 活動費用積算内訳書（様式2）
- 3 誓約書（様式3）
- 4 会社概要が分かるもの（定款や会社案内等）
- 5 コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

[2016年度和歌山県観光プロモーター(中国市場)]
活動費用積算内訳書

項目	詳細	金額
1 情報発信及びセールス		
メディアへの情報発信		
SNS等での観光情報発信		
現地旅行エージェントへのセールス		
2 現地事務所機能		
中国出張サポート		
ファムトリップ同行		
和歌山県多言語観光サイト運営支援		
その他		
3 情報収集・実績報告		
4 その他		
合計		

(様式3)

誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

事業所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

「2016和歌山県観光プロモーター（中国市場）業務」への公募型プロポーザル方式に参加するにあたり下記のとおり誓約します。

なお、相違があった場合は、選定委員会の結果が無効になることを承諾します。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続きの申立がなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び県税、市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(様式4)

質 問 書

年 月 日

業務名：「2016和歌山県観光プロモーター（中国市場）業務」

企業名	
担当者氏名	
TEL	
E-MAIL	

質問事項

※県担当者メールアドレス (hattori_k0004@pref.wakayama.lg.jp)

「2016年度和歌山県観光プロモーター（中国市場）」 業務仕様書

「和歌山県観光プロモーター」受注者は、中国観光市場での和歌山県の露出拡大と誘客推進を目標とし、委託契約書に基づき本仕様書に記載された業務内容を誠実に遂行するものとする。

1 「和歌山県観光プロモーター」設置対象市場

中国市場

※活動拠点は上海エリア（上海市並びに浙江省、安徽省、江蘇省）とするが、中国国内他地域も当該仕様書に規定する業務の対象とする。

2 契約期間

契約日から平成29年3月31日まで

3 活動方針

- (1) 「和歌山県観光プロモーター」は、和歌山県への外国人観光客数を増加させることを目的に、現地の旅行動向等に関する情報を収集するとともに、和歌山県の観光資源に関する情報をメディア等に効果的に発信するものとする。
- (2) 本仕様書に記載する活動内容は、基本的な業務を示したものであり、各市場の特性を踏まえつつ創意工夫を加え、業務を遂行するものとする。

4 活動内容

(1) 情報発信及びセールス

ア メディアへの情報リリース

中国国内有力メディアに対し、和歌山県観光情報を定期的に配信する（業界紙、ニューズレター等効果的なツールを活用）。

併せて、和歌山県を取り上げてもらえるよう、委託期間中20社以上のメディアに取材要請等のセールス活動を行う。

イ SNS等での観光情報発信

和歌山県が日本語で配信する観光情報等を基に、必要に応じて現地言語及び現地で受容性の高い内容に編集し、SNS、メール配信等効果的な方法により定期的な情報配信を行う。

SNS等での情報発信は月に4回以上行うこととする。

ウ 旅行会社へのセールス

中国国内の旅行会社への戸別訪問等を通じて和歌山県観光情報の提供を行い、和歌山県を含む旅行商品の造成、送客を促すセールス活動を行う。

旅行会社への訪問回数は、月に5社以上とする

(2) 現地事務所機能

ア 中国出張時のサポート

和歌山県観光局観光交流課がプロモーションを実施する際に、訪問先となる旅行会社、航空会社、マスコミとの日程調整を行い、同行すること。

（上海エリアで委託期間中最大2回、北京市、青島市または大連市で委託期間中最大2回）

イ 和歌山県へのファムトリップへの同行

和歌山県又は和歌山県が委託して実施する旅行会社ファム又はメディアファムに同行のうえ通訳及び担当職員のサポートを行う。（委託期間中最大2回）

ウ 和歌山県多言語観光サイトの運営支援

和歌山県多言語観光サイト「Visit Wakayama（中国簡体語版）」のコンテンツ追加・修正のための記事の翻訳を行う。

（日本語4,000字程度）

(3) 情報収集・実績報告

ア 情報収集

現地旅行エージェント等からの旅行動向等の情報収集旅行動向及び旅行商品の造成状況・送客状況について情報収集を行う。

イ 市場説明会等への出席

和歌山県が和歌山県内事業者等を対象として開催する「和歌山県観光プロモーター市場説明会及び個別相談会」に出席し、現地の旅行動向等を県内事業者等に情報提供する。（和歌山県で委託期間中1回開催。）

ウ 活動情報の報告

活動状況及び収集した情報についての報告書を和歌山県観光局観光交流課に提出すること。

(ア) 定期報告（2ヶ月に1回）

業務活動の状況報告と中国観光市場の動向等を記載すること。

有益な現地情報を収集した場合及び現地で和歌山県の観光に関する報道があった場合は別途に速やかに和歌山県観光局観光交流課に報告すること。

(イ) 年次報告書（年度末に1回）

報告書には、当該業務の成果として、観光目的で和歌山を訪れる旅行ツアー造成数、観光客の送客数など定量的な実績を記載すること。

エ その他

和歌山県の観光資源に関する情報を来県のうえ収集する。

委託期間中1回（1回 2泊3日程度）

5 活動経費

- (1) 7ヶ月で120万円の業務委託費とする（円建てでの支払い。人件費、通信費、中国国内での交通費、物品費等の活動にかかるすべての経費を含む。また、委託費の送金手数料は委託者が負担。）
- (2) 委託費には、委託期間中最大2回以内の和歌山県へのファムトリップ随行、1回の市場説明会参加、1回の和歌山県内での情報収集、2回の中国国内の出張経費を含む。なお、ファムトリップ随行の際の和歌山県内での滞在経費については当該委託とは別に和歌山県が負担する。
- (3) 当該仕様書で規定された回数を超える活動拠点以外への出張経費については、県と別途協議の上決定する。

6 注意事項

- (1) 和歌山県への各種連絡・報告は、原則として電子メール又は国際郵便により行うこと。また必要に応じて、国際電話、国際ファクシミリ等も利用すること。
- (2) 報告書の使用言語は、原則として日本語とすること。
- (3) 責任者・所在地・連絡先等重大な変更事項は速やかに報告すること。
- (4) 委託事項の内容を超えると認められる業務が発生した際は、双方協議の上対応について決定することとする。